

【共生推進本部室】令和8年度 障がいのある人を対象とした県庁当事者チーム

職員（会計年度任用職員）採用選考のお知らせ

共生推進本部室※1の常勤職員と一緒に、業務を通じて「ともに生きる社会かながわ憲章」や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念を広く県民に発信する県庁当事者チーム※2に参加する会計年度任用職員を募集します。

障がい当事者の中でも長時間働くことが難しい方を対象に、週10時間未満勤務の会計年度任用職員の採用選考を実施します。

※1 共生推進本部室とは

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及、人権行政、男女共同参画社会の形成、当事者目線に立った新しい障がい福祉など、共生社会の実現に向けた取組を総合的に進めている部署です。

※2 県庁当事者チームとは

共生推進本部室において、グループ横断で常勤職員、会計年度任用職員（障がいのある人）で構成されるチームです。

1 採用予定者数、主な業務内容、任用期間

採用予定者数	障がい者 2名程度
主な業務内容	以下の業務の中で、何ができるかを常勤職員と互いに確認し、

	<p>担当する業務を決め、常勤職員と一緒に取り組みます。</p> <p>1 条例や憲章の普及啓発に関する補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校出前講座を受講した生徒のアンケートの入力・集計</li> <li>・条例のリーフレット等の管理、発送</li> <li>・研修用資料の更新作業、印刷</li> <li>・イベント用品の準備、イベント当日の写真撮影等</li> </ul> <p>2 庁内各部署へ当事者目線を活かした助言を行う補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議への参加、記録の作成等</li> </ul>
<p>任用期間</p>	<p>令和 8 年 6 月 22 日（月曜日）（予定）から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで</p> <p>※ 原則として最初の 1 ヶ月は条件付採用期間となります。</p>

## 2 申込資格

もうしこみしかく

つぎ ようけん み ひと  
次の要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人（注記 1）

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医又は人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 9 条第 1 項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、

しょうちよう ひ とめんえきふぜん う いる す めんえきまた かんぞう きのう しょうがい してい  
小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定  
い さくせい しんだんしょまた いけんしょ かぎ こうふ う ひと  
医が作成した診断書又は意見書に限る。)の交付を受けている人

- とどうふけん ち じ せいれいしてい と ししちようまた ちゅうかくししちよう ほっこう りよういくてちよう こうふ  
都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を  
う ひと ちゅうき  
受けている人(注記2)

- ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじょ じどうそうだんじょ せいしんほけんふくしせんたー しょうがいしゃしよくぎょう  
知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業  
せんたー せいしんほけんしていいい ちてきしょうがい はんてい ひと  
センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人

- せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう こうふ う ひと  
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(2) ちほうこうむいんほうだい じょう がいとう ひと ちゅうき およ へいせい ねんかいせいまえ みんぼう  
(2) 地方公務員法第16条に該当しない人(注記3)及び平成11年改正前の民法の

きてい じゅんきんちさんせんこく う ひと しんしんこうじゃく げんいん のぞ  
規定による準禁治産宣告を受けていない人(心神耗弱を原因とするものを除く。)

ちゅうき こうふしんせいちゆう ばあい もうしこみかのう こようかいしび ぜんじつ こうふ  
(注記1) 交付申請中の場合も申込可能ですが、雇用開始日の前日までに交付され  
ひつよう  
ている必要があります。

ちゅうき てちよう めいしょう こうふ ちほうこうきょうだんたい どうかじ めいしょう  
(注記2) 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称  
ふ ばあい じしん てちよう しゅるい ふめい ばあい こうふもと  
が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元  
ちほうこうきょうだんたい まどぐち かくにん  
の地方公共団体の窓口で確認してください。

ちゅうき ちほうこうむいんほうだい じょう がいとう ひと  
(注記3) 地方公務員法第16条に該当する人

- きんこいじょう けい しょ しっこう お また しっこう う  
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
ひと  
なるまでの人

- かながわけんしよくいん ちようかいめんしよく しょぶん う とうがいしょぶん ひ ねん けいか  
神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しな  
ひと  
い人

- にっぽんこくけんぼうしこう ひ い ご にっぽんこくけんぼうまた せいりつ せいふ  
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を  
ぼうりよく はない しゅちよう せいとう た だんたい けっせい また かにゅう ひと  
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 きんむじょうけん  
勤務条件

<p>きんむばしょ 勤務場所</p>	<p>きょうせいすいしんほんぶしつ どうじしゃめせんしょうがいふくしぐるーぶ 共生推進本部室（当事者目線障害福祉グループ）</p> <p>かながわけんちやうひがしちやうしゃ かいとう かながわけんよこはましなかくにほんおどおり 神奈川県庁東庁舎2階等（神奈川県横浜市中区日本大通り1）</p> <p>※ J R ・横浜市営地下鉄「関内」駅より徒歩約15分</p> <p>みなとみらい線「日本大通り」駅より徒歩約5分</p> <p>※テレワークの実施方法・頻度については、相談しながら決めていきます。</p>
<p>きんむひ 勤務日</p> <p>きんむじかん 勤務時間</p> <p>きゅうじつ 休日</p>	<p>1 きんむひ 勤務日</p> <p>どにちしゅくじつ ふく しゅう か 土日祝日を含む週4日</p> <p>ただし、しゅう そうろうどうじかん じかん ふん 週の総労働時間は9時間45分とします。</p> <p>2 きんむじかん 勤務時間</p> <p>じ ふん じ ふん あいだ ぎょうむないよう おう き 8時30分から17時15分までの間で、業務内容に応じて決めます。</p> <p>3 きゅうじつ 休日</p> <p>しゅう か ようび そうだん けつてい 週3日（曜日は相談して決定）</p>
<p>きゅうよ 給与</p>	<p>1 きほんきゅう ちいきてあてそうとうぶんほうしゅうこ きんがく 基本給 ※地域手当相当分報酬込みの金額になります。</p> <p>じかんがく えん えん 時間額 1,420円～1,723円</p> <p>げつがくかんさん えん えん (月額換算 55,380円～67,197円)</p> <p>2 つうきん よう ひよう 通勤に要する費用</p> <p>けん きてい 県の規定による</p> <p>3 た その他</p>



5 せんこうないようとう  
選考内容等

にっ てい 日 程	ないよう 内容	ば しょ 場 所	せんこうけっか 選考結果
れいわ ねん がつ にち げつようび 令和8年6月8日（月曜日）か  が がつ にち すいようび ら6月10日（水曜日）のいずれ  かのひ 日	めん 面  せつ 接	たいめん けんちようしゃ 対面：県庁舎  おんらいん オンライン：  じたくとう 自宅等	れいわ ねん がつ にち 令和8年6月17日  すいようび （水曜日）までにメールま  たはでんわ たはお電話でお知らせしま す。

ちゅう  
(注)

- めんせつにっ ていよう しょうさい もうしこみしゃ めーる でんわ れんらく  
・面接日程等の詳細は、申込者へメールまたはお電話で連絡します。
- めんせつ たいめん おんらいん ズーム じっし よてい きぼう じっしほうほう りれきしょ  
・面接は対面かオンライン（Zoom）で実施する予定です。希望する実施方法を履歴書の  
ほんにんきぼうきにゆうらん きさい  
「本人希望記入欄」に記載してください。
- おんらいん きぼう かた ズームあどれす めーる そうふ りれきしょ  
・オンラインを希望する方にはZoomアドレスをメールで送付するので、履歴書には  
めーるあどれす きさい いんたーねっと つうしんかんきょう ととの  
メールアドレスを記載してください。インターネットへの通信環境が整えられること  
じこふたん ひつよう  
（自己負担）が必要です。
- せんこう はいりょ くるま しょう しゅわつうやくしゃ はいち しえんしゃ どうせきとう ひつよう  
・選考において配慮（車いすの使用、手話通訳者の配置、支援者の同席等）を必要とす  
ひと はいりょ ないよう りれきしょ ほんにんきぼうきにゆうらん ぐたいてき きにゆう  
る人は、配慮の内容を履歴書の「本人希望記入欄」に具体的に記入してください。

6 もうしこみほうとう  
申込方法等

もうしこみ 申込	ゆうそうまた じさん 郵送又は持参
ほうほう 方法	<p>ふうとう さいようせんこうもうしこみしよるいざいちゆう あかじ きにゆう ・封筒に「採用選考申込書類在中」と赤字で記入してください。</p> <p>ゆうそう ばあい ゆうびん じこぼうし ゆうびんきょく まどぐち かなら ・郵送の場合は、郵便事故防止のため、郵便局の窓口で必ず</p> <p>かんいかきとめあつか ゆうそう ゆうそうひとう じこふたん 「簡易書留扱い」で郵送してください。（郵送費等は自己負担になりま す。）</p>

<p>もうしこみ 申 込</p> <p>き かん 期 間</p>	<p>れいわ ねん がつ にち すいようび がつ にち げつようび じ 令和8年5月20日（水曜日）から6月1日（月曜日）17時まで</p> <p>うけつけじかん へいじつ じ ふん じ まいしゅうどようび にちようび ※受付時間は、平日の8時30分から17時までです（毎週土曜日・日曜日・ しゅくじつ のぞ 祝日を除く。）。</p> <p>しめきりとう 【締切等】</p> <p>ゆうそう れいわ ねん がつ にち げつようび ひつちやく 郵送：令和8年6月1日（月曜日）必着</p> <p>ちやくせつじさん れいわ ねん がつ にち げつようび じ 直接持参：令和8年6月1日（月曜日）17時まで</p> <p>おうぼたすう ばあい はや し き ※応募多数の場合、早めに締め切ることがあります。</p>
<p>もうしこみ 申 込</p> <p>しよるい 書 類</p> <p>へんきやく （返 却 し ませ ん）</p>	<p>1 はろーわーく しょうかいじょう ※ ※はろーわーく つう もう こ ばあい ハローワークの紹介状※ ※ハローワークを通じて申し込む場合</p> <p>2 りれきしよ しはん また ぼ そ こんとう さくせい しゃしんちょうふ 履歴書（市販のもの又はパソコン等で作成したもの・写真貼付）</p> <p>3 ていしゅつ どうい ばあい つぎ がいとう ひと （提出に同意いただける場合）次のうち該当するもの一つ</p> <p>しんたいしょうがいしゃてちょう うつ していいとう しんだんしょまた いけんしょ うつ りょういく 身体障害者手帳の写し、指定医等の診断書又は意見書の写し、療育 てちょう うつ はんていしょ うつ じどうそうだんじょう ちてきしょうがい はんてい 手帳の写し、判定書の写し（児童相談所等で知的障害があると判定された ひと また せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう うつ 人）又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>ほんにん てちょう かくにん ぶぶん かおじゃしん ばあい しめい せいねんがつび ・本人の手帳と確認できる部分（顔写真（ある場合）、氏名、生年月日が きさい ペー ジ およ てちょう しよるい かくにん ぶぶん うつ ていしゅつ 記載されたページ）及び手帳の種類が確認できる部分の写しを提出してく ださい。</p> <p>てちょう しんせいちゆう ひと しんせいないよう かくにん しよるい うつ ていしゅつ ・手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類の写しを提出してく ださい。</p> <p>もうしこみ じ てちょうとう ていしゅつ どうい ばあい さいよう あいだ ・申込時に手帳等の提出を同意いただけない場合は、採用までの間に てちょうとう ていじ もと さいよう あいだ もうしこみしかく 手帳等の提示を求めることがあります。採用までの間に申込資格がない ことが判明した場合は、採用できません。</p>

〒231-8588

よこはましなかくにほんおどおり  
横浜市中区日本大通1

もうしこみ  
申込・

かながわけんきょうせいしんほんぶしつとうじしゃめせんしょうがいふくしぐるーぶ  
神奈川県共生推進本部室当事者目線障害福祉グループ

といあわ さき  
問合せ先

かながわけんちやうひがしちやうしゃ かい  
(神奈川県庁東庁舎2階)

でんわ  
電話 045-285-0548 (直通)

ふあつくす  
FAX 045-210-8854